関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	提出府省	ページ
26	社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化	国土交通省	1
29	沿岸漁業改善資金において転貸融資を可能とする見直し	農林水産省	4
24	不動産鑑定業者の登録等に係る都道府県経由事務等の廃止	国土交通省	11
11	小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し	厚生労働省	15
12	訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し	厚生労働省	35
13	ICT 等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に 関する基準の緩和	厚生労働省	41
40	日本赤十字社の活動資金を地方公共団体が取り扱う際の法的な位置付けの明確化	厚生労働省	54
9	障害児通所給付決定における有効期間の見直し	厚生労働省	55
21	農地利用最適化推進委員の定数に関する基準の見直し	農林水産省	64
36	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲	経済産業省	65
38	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限に関する見 直し	内閣官房	78

E 士交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

の語の 长

国土交通省 大臣官房 令和2年10月

国土交通省からの二次回答

- 〇 骨太の方針(令和2年7月17日閣議決定)等を踏まえ、社会資本整備総合交付 金における申請等に係る事務手続きについて、
- 公印の押印を省略した申請書等の提出を可能とすること
- 申請書等の提出方法については、原則として、電子メールによるデータ送付と すること
- 年内目途で社会資本整備総合交付金システムの改修等を行い、申請書等の 提出を含め事務手続がシステム内で完結するようにすること

を内容とする事務連絡を7月22日に各地方公共団体へ発出。

○ 現在、年内目途でのシステム改修に向けて、関係者との調整等を行っていると ころい

システム改修に向けた対応

年内目処でシステムを改修するとともに、マニュアルを改正し、改修内容や操作方 法等について地方公共団体へお示しすることで、十分な周知期間を確保



提案募集検討専門部会からの再検討の視点

同提案団体の意見も踏まえ、国土交通省所管の<mark>補助金等全体に関するデジタル化や公</mark> 本年の骨太の方針で「書面・押印・対面主義からの脱却等」の方針が示されたことや共 <u>印廃止に向けたスケジュール</u>を2次ヒアリングまでに示していただきたい。

国土交通省からの二次回答

押印を廃止とするとともにメール提出等のオンライン提出を可能とする措置を実施予定。 全体の行政手続の見直し方針に従い、取組を進めているところであり、<mark>原則10月中に、</mark> 国交省主管の補助金事業等に係る地方公共団体から国への手続については、政府 なお、他府省所管の補助金事業等については、主管府省の方針・スケジュール等にし たがい対応を行ってまいりたい。

具体的な措置の内容

10月中に、社会資本整備総合交付金以外の全ての補助金・交付金についても、公印 地方公共団体が申請等を行う国交省主管の補助金等事業等について、 を押印せずに申請書等をメールで提出できることとする措置を実施

S

地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 ヒアリング資料

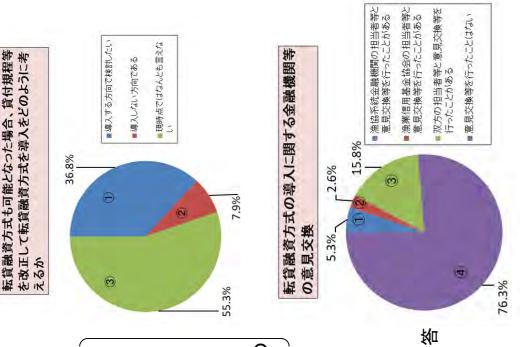
令和2年10月16日 水産庁研究指導課

に対して転貸融資方式に関するアンケート調査を実施。都道府県からの回答の概要は以下のとおり。 〇 令和2年8月31日~9月15日の間に、沿岸漁業改善資金制度を活用する38都道府県の担当部局

- 1 転貸融資方式の導入の有無に関する回答の内訳
- ①転貸融資方式を導入する方向で検討したい…14

【理由の概要

- ・貸付実行から回収までの債権管理業務の負担が軽減されるため。
- 導入により連帯保証人の確保が困難な漁業者が利用しやすくなると考えるため。 連帯保証人の確保が難しくなっていること、担保に提供できる物件を保有してい ない場合があることを踏まえると、機関保証を受けることが可能な転貸方式の
- 新規就業者や若手漁業者等の場合、連帯保証人を確保できず、物的担保も持ち 合わせていないケースが散見される。漁業の担い手の多様化に応じた資金調達 手段の多様化を図るため、
- 転貸方式や機関保証の導入とあわせて、漁業者のニーズに合った資金メニューの 創設等を行うことにより、当資金の活用が見込まれる。
- ②導入しない方向…3
- ③現時点ではなんとも言えない…21
- ※()は上記1で転貸融資方式を導入する方向で検討したいと回答した14都道府県の回答 2 金融機関等との意見交換等の有無に関する回答の内訳
- ①漁業系統金融機関と意見交換等を行ったことがある…2(1)
 - ②漁業信用基金協会と意見交換等を行ったことがある…1(1) ③両者と意見交換等を行ったことがある…6(1
 - ④いずれとも意見交換等を行ったことがない…29(11)



「転貸融資方式を導入する方向で検討したい」との回答があった14都道府県が、転貸融資方式を導入する場合に 考えられる課題について回答した内容は以下のとおり。

(i)金融機関が転貸融資方式による貸付けを実施する見込みについて

- 〇 「見込みがある」と考える5都道府県から、「金融機関の商品力の向上につながる」、「機関保証の対象とすることにより融資リスク が軽減する」といった意見があった。
- 〇 「見込みが低い」と考える3都道府県から、「金融機関は消極的」といった意見があった。
- その他の意見が1都道府県から、「不明」との意見が5都道府県からあった。

.見込みがある」と考える意見の概要

- んどなく、更に、基金協会の債務保証を付すこと 本件において沿岸漁業改善資金の延滞はほと により貸付リスクは軽減される。
- 金融機関にとって制度資金の取扱い種類が増え ることは金融機関の商品力の向上にもつながる ため、可能性は十分あると考える。
- たあとに自前の資金の利用につながることが期 待されるという点が、メリットのひとつとして提案できると考える。 えることができることに加え、事業が軌道にのっ 新規就業者に対しても手厚い資金メニューを備
- 報等は、県に比べ情報が多く、結果的に、総合 金融機関による経営状況の把握、借受者の情 的な貸付リスクの減少が見込める。
- 少ない。また、基金協会の保証付きとすることで 素人である県が貸付を実施するよりはリスクが 大きくリスク負担は軽減されると考える。

「見込みが低い」と考える意見の概要

- 転貸を導入している他資金の例では、 が合わないため消極的と思慮。金融 機関の採算に合う手数料率の設定 県から支払われる手数料では採算
- 債権管理等のコストを金融機関が自 ら負担することになるため、実施しな い可能性が高い。実施に当たって事 務手数料を求めてくると思われる。
- 手数料の支払等、債権管理・回収等 にかかる業務コストに見合う対価が なければ、実施は難しいと考える。

その他の意見の概要

金融機関の融資判断に より、転貸が認められな ければ直貸を選択すれ

~転貸融資方式の導入に関する課題(2)~ 1. 調査の結果概要

(ii) 転貸先の金融機関への業務コストに見合う事務手数料負担の発生について

- 事務手数料の負担について、「負担する方向で検討する」との意見が11都道府県、「負担が困難」との意見が2都道府県、 0
 - 「現時点で不明」との意見が1都道府県からあった。
- また、「算出基準を示してほしい」との意見が2都道府県、「手数料は全国一律が望ましい」との意見が1都道府県からあった。 具体的な負担方法については、「財政担当局判断を要する」との意見が2都道府県からあった。 0

(負担する方向で検討するという意見の概要)

一部の事務委託や、他の資金制度と同様のス

財政担当局と協議し、必要額を予算措置したい。手数料率の積算については、国から基準

を示してほしい。

キーム・財源の活用を検討したい。

- ・県の費用負担が増えることについては、財政担当局判断を要する。 と意見交換を行っていないが、既に行っている ・方針が決まっていない現時点では、金融機関
- 事務手数料の検討は必要であると考える。 現時点で具体的な対応は考えていない。
- ●必要な手数料を支払う必要がある。事務手数料は、信漁連の広域合併等も考慮し、全国一律とすることが望ましい。

(負担が困難という意見の概要)

新たに予算を確保することは 困難であるため、国から何ら かの支援を期待する。

(iii)機関保証の導入に関する漁業者の保証料等の負担の増加について

- 機関保証の導入に関する漁業者の保証料負担については、10都道府県から「保証人を立てる場合に比べて漁業者にメリットが あることからも、漁業者の負担とすることはやむを得ない」との意見があった。 0
- 〇 また、4都道府県から漁業者の負担軽減に関する意見があった。

(漁業者負担はやむを得ないという意見の概要)

- 連帯保証で、公正証書の作成の費用を債務者負担としていること、貸付金利は無利子であること、連帯保証人の選任の手間を考えれば、漁業者にとってメリットが大きい場合がある。
- 機関保証によってスムーズに貸付けが行えるので あれば、漁業者の理解も得られると考える。 古代計2、第七元2、121-1、漁業当に並またる
- 直貸融資も選択できるようにし、漁業者に新たな負担を強いることのないよう配慮する。

(漁業者の負担軽減に関する意見の概要

- ・県が保証料相当を補助する方法 が考えられるが、財政担当局判断 を要する。
- 本資金のメリットは無利子貸付であることから、保証料を県が負担することも検討したい。
- ●漁業信用基金協会の会員でない場合の弾力的取扱いや保証料の無償化、それが不可能であれば、保証料率は漁業近代化資金と同程度以下が望ましい。

က]

~転貸融資方式の導入に関する課題(3)~ 1. 調査の結果概要

(iv)都道府県から保証機関に対する保証財源相当の出資増の必要について

保証機関への出資について、6都道府県から「必要であれば出資を検討する」、4都道府県から「出資増を考えていない」、 4都道府県から「分からない」との意見があった。

必要であれば出資を検討するとの意見の概要

新たな出資については 出資増を考えていない 考えていない。 融資見込み額(実績額)に応じた出 の具体的な対応については検討中 資金が必要と考えている。財源等

との意見の概要

|分からないとの意見の概要 きないため分からない。 資希望があるか判断で ●現時点でどれほどの融 具体的な検討は行って

ていないが、出資を求め られるときは国費補助を ▶現時点で出資増は考え

•基金協会と追って協議する必要が

だが、必要な予算のため、国の助

成をお願いしたい。

ある。現在においては特段の対応

必要であれば増資について検討し、 して必要額を予算措置することとし • 必要であれば、財政担当局と協議 必要があれば検討したい。全国一 律の対応も検討することになるか 対応する必要がある。

(v)転貸融資方式の導入以外に併せて改善すべき内容について

〇 以下のような要望や問題について、意見があった。

(具体的な意見の概要)

- ・青年漁業者の年令は「おおむね10代後半から30歳代までとする」とされているところ、新規就業者が40歳以上であるため、 資金を借入できない事例がある。
- ・ICT化やスマート漁業の導入に必要な貸付メニューの追加や貸付対象見直しにより他の制度資金との棲み分けをするべき。
- 貸付限度額の増額、貸付回数制限緩和、償還期間の延長、支払猶予の要件緩和、違約金の減免、補助残融資を認めるなど、 使い勝手を良くしてほしい。
- 保証人を立てる際に公正証書を不要としてほしい。
- 利子補給方式を検討してほしい。
- 転貸が不調である場合は日本政策金融公庫による直貸も検討してほしい。

2. 調査結果を踏まえた対応方向

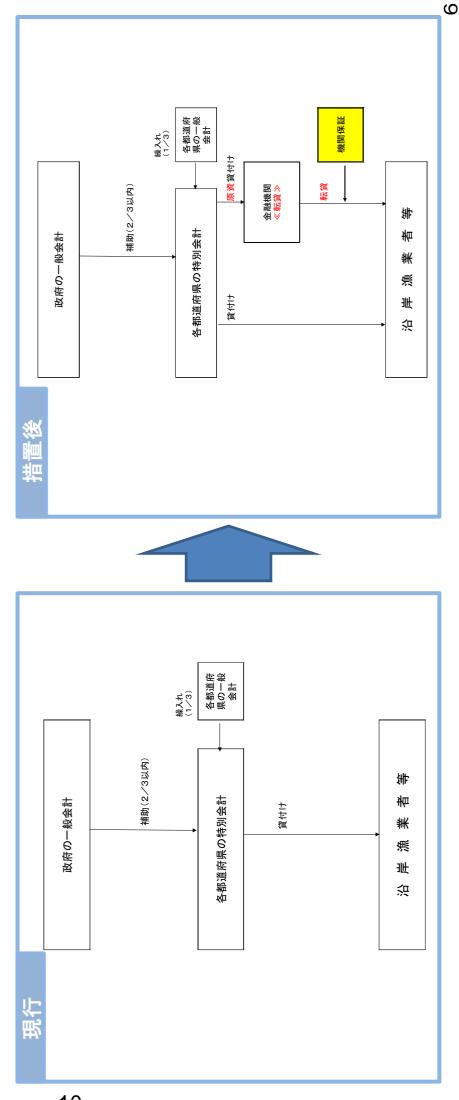
- アンケート調査の結果、現行制度では、連帯保証人の確保の困難さから利用が低調であることや、 都道府県の業務負担が大きいことを理由に、転貸融資方式を導入する方向で検討したいと考える 都道府県が一定数あることを改めて確認。
- 転貸融資方式を導入する方向で検討したいと考える都道府県においても、金融機関や保証機関と の意見交換等を行ったことがない都道府県が過半数を占めている状況。
- 転貸先の金融機関への業務コストに見合う事務手数料の負担方法や、保証機関に対する保証 都道府県が実際に転貸融資方式を導入するためには、金融機関や保証機関との合意を要し、 財源相当の出資等について、都道府県における具体的な検討や措置を行うことが必要。
- また、国及び関係機関においても、全都道府県から過去の貸付けや償還状況に係るデータの提供 を受け、機関保証の保証料率を設定する必要があるなど所要の準備に期間を要する。
- 県や国、関係機関における準備行為等の期間を考慮し、令和4年度から転貸融資方式 都道府県の要請を踏まえ、選択肢を増やすため、速やかに制度改正を行い、各都道府 開始する。
- 化、生産性の向上を図り、もって、「水産政策の改革」の目標である適切な資源管理と水 各都道府県の主体的な対応によって、水産新技術の現場実装や漁獲物の高付加価値 産業の成長産業化を実現する。

3. 講ずる措置の概要

- 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)に基づき、以下の措 置を講ずる。

〇 転貸融資方式の追加

都道府県が金融機関に必要な資金の貸付けを行い、当該金融機関が沿岸漁業従事者等に対して 沿岸漁業改善資金の貸付けを行うことを可能とする。これに伴い、金融機関が行う沿岸漁業改善資 金の貸付けについて、漁業信用基金協会が行う債務保証の対象とする。



大 製

令和2年10月16日

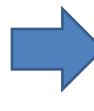
国土交通省





アンケート調査の対象等

- Д
- 都道府県及び不動産鑑定業者へのアンケート調査を実施 ・都道府県(47都道府県を対象。回収率100%) ・不動産鑑定業者(全ての大臣登録業者(75業者)を対象。回収率52%)



アンケート調査の回答を踏まえ、対応方針を検討

对际方針

▶ 国土交通大臣への登録申請等の都道府県経由を廃止する。

(参考)

経由事務を廃止した場合、直接、地方整備局へ申請書類等を提出することとなりま すが、貴都道府県において、支障等があると考えますか。(回答:都道府県) Ø

なりますが、支障等はありますか。(回答: 整備局等へ申請書類等を提出することと Q 経由事務を廃止することで、直接、地方

回答数	88	9	O	0	68
回答内容	支障なし	支障が生じるが	廃止可能	支障あり	슴計

 \sim

▶ 大臣業者登録簿等の**都道府県における供覧の義務付けを廃止**する。

なお、住民に大臣業者情報を提供する都道府県の取組については、これを支援する。

(参表)

すが、貴都道府県におい<u>て</u>、支障 臣登録業者登録簿等は地方整備 等があると考えますか。 (回答:都 Q 供覧等事務を廃止した場合、大 局のみで供覧されることとなりま

45 47 回筝数 支障が生じるが 回络内容 分からない 支障なし 廃止可能 支障あり 恒

供覧等事務を廃止した場合、貴 に支障があると考えますか。 (回 都道府県の住民(閲覧希望者) 答:都道府県) Ø

回答数	9	77	18	47
回答内容	ある	ない	分からない	스計

Q 都道府県における供覧等事務 を廃止した場合、大臣登録業者 支障等はありますか。 (回答:鑑 登録簿等は地方整備局等のみ で供覧されることとなりますが、

回答数	08	ያ	0	7	68
回答内容	支障なし	支障が生じるが	廃止可能	支障あり	스큐

ന

提案の具体的内容

小規模多機能型居宅介護については、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能 型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。

2 次回 物(ポイント)

利用者が認知症の場 でも混乱を来すことなく、家庭的な環境や職員とのなじみの関係がつくられるための条件として、利用者の立場に立っ 員の上限は、小規模多機能型居宅介護の創設前から実践されてきた先行的な取組を参考に、

提案を踏まえ、社会保障審議会介護給付費分科会(令和2年9月4日第184回)において、「地域の特性に応じながら、 都市部や中山間地域等のいかんにかかわらず、各地域で質の確保された必要なサービスを確保していく観点から、地方 からの提案も踏まえつつ、どのような対応が考えられるか。」を事務局から論点として提示し、議論を進めているところで

分科会における主なご意見

15

-地域格差はこれからますます広がっていくので、この地域差を最初から前提として対応策を考えていく必要がある。

サービス提供を行いやすくするためには、地域の実情に応じた基準の緩和も必要である。

小規模多機能型居宅介護は過去に定員を増やす見直しを一度しており、サービスの質の担保あるいは他のサービスとの整合性、地域における代替サー どスの有無も踏まえて慎重に考えていべべきであり、 安易に行わないほうがよい。

地域密着型サービスの適切な提供やサービスの質の確保という点で心配するところがかなりあり、十分に慎重に検討すべき

ご提案の内容や令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)の検討状 況等を踏まえ、市町村や都道府県の代表者(全国知事会、全国市長会、全国町村会)も参加している社会保障審議会介

更なる検討状況

護給付費分科会において議論してまいりたい。

社会保障審議会介護給付費分科会(令和2年10月9日第187回)において、小規模多機能型居宅介護の基準・報酬(検 討の方向性)を議論する中で、本提案について、議論。

(分科会における主なご意見)

·(高齢者の一定水準以上の処遇と生活の質を確保するために最低限不可欠な人員配置基準等に限っては、例外的に全国一律の最低基準を維持しており、 各自治体の裁量を認めることは適当ではない、と厚生労働大臣が国会で答弁していることを踏まえ、)そのような観点から十分慎重に検討していただきたい。

・過疎地域等の現実の状況や利用ニーズに応じることができるということで、実際に現場はかなりいろいろ困っている状況もあるので、そのような切実な課題

解決に資するといった今回の提案をぜひとも積極的に検討していただきたい、

社会保障審議会介護給付費分科会委員名簿

田中華中	全型	口 経 明 東北福祉大学客員教授	田 路 子	藤 彰 久	上降	井 崇 井	澤和彦	市長会介	島 さおり	野構一	田	亀井利克三重県国民健康保険団体連合会理事長(名張市長)	本 滋 田		泉立志	<u>国</u> 公群	11 万	久 洋 三	型 型	辺国昭	田和則一般	憲太郎	野裕子公	田聰子慶	正立 斉 公益財団法人全国老人クラブ連合会理事・事務局長	新世 田 田
------	----	------------------	-------	-------	----	-------	-----	------	-------	-----	---	-----------------------------	-------	--	-----	-------------	------	-------	--------	-----	-------	-----	------	------	------------------------------	--------------

(敬称略、50音順)

社保審 - 介護給付費分科会(関係団体ヒアリング)

第181回 全国/ (R2.8.3) 臺国/

全国小規模多機能型居宅介護 事業者連絡会の資料

令和 2 年の提案事項:小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し(管理番号180

厚生労働省令により、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられていい向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。 るが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、 小規模多機能型居宅介護については、

本会の考え方

令和元年の地方からの提案等に対する対応方針(令元年12月23日閣議決定

5 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(30)介護保険法(平9法123)

た場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずることについて検討し、令和3年度の報酬改定に向けて結 登録定員を超過し 過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。)指定小規模多機能型居宅介護については、 論を得る。

小規模多機能型居宅介護のさらなる普及にむけ、持続可能な収入を得ることも大切であり、困っている方がいれば 改善・対応すべきではある。よって、利用定員の増加や経営の規模には現行のサテライトの導入で対応し、収入増に 対しては現状の介護報酬の設定を直視し、基本報酬の見直しをすべきである。

うに必要な措置を講ずることも検討すべきであるが、過疎地域等においては、特に軽度者から重度者まで様々な状態像の利用者がいることも想定されることから、一定の条件として、軽度者には介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスやその他の生活支援サービス等の事業を導入(1)して軽度者を支え、それでも定員超過の場合のみ報酬減算を一定期間行わないなどの工夫が求められる。 上記対応方針のよ また、過疎地域等においては、他地域と比較しさらに人的・物的資源の確保が難しいことから、

で提案している事項 【1】経営の安定性確保が急務(7)人材確保は困難 / 人材と資源の有効活用

介護給付費分科会における議論 社会保障審議会

第184回 (R2.9.4) 資料4 (抜粋)

地方からの過疎地域等の取扱に関する提案

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定

- 5 義務付け・枠付けの見直し等【厚生労働省
 - (30) 介護保険法(平9法123)
- 指定小規模多機能型居宅介護については、過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずることについて検討し、 w o 令和3年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を

地方からの過疎地域等の取扱に関する提案

提案事項:訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し 訪問看護ステーションごとに置くべき看護師等の員数を「従うべき基準」から「参酌すべき基準 地方分権改革に関する提案募集(抜粋

具体的な支障事例〉

訪問看護の希望者があれば、市部の訪問看護ステーションが対応しているが、移動に時間が -の間の報酬が見込めないため、効率的なサービス提供が行えず、経営面で赤字となっている。 地域の実情 新たな訪問看護しテーションの設置 る必要があ 「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進していく必要があることから 看護師離職による休止・廃止を抑制す 人口が少なく、サービス利用者の確保が難しい中山間地域では、 業への参入促進を図り、 その間の報酬が見込めないため、 合わせた訪問看護事 が進まず、

令和2年 地方分権改革に関する提案募集(抜粋)

登録定員と1日当たりの利用定員に上 利用定員を「従うべ 登録定員、 限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、 提案事項:小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し 小規模多機能型居宅介護については、厚生労働省令により、 準」から「参酌すべき基準」とする。

具体的な支障事例〉

在宅生活を支える中核的なサービス形態の 利用ニーズが拡大している。 介護保険制度において、 小規模多機能型居宅介護は、 平成18年の創設以来、

更に拡大して 要介護者が増加する2040年に向け、地域包括ケアを推進するために、 本県としては、

特に要介護度の低 事業規模が小さくならざるを得ず、 登録定員の上限(29名)があるために、 いくべきサービスと認識している。

また、施設の規模、職員数等によっては、通いと泊まりの1日当たりの利用定員を超えても適切に い利用者を抱える事業所において厳しい経営状況にある。

当該定員の上限が設けられているために利用者の ービスを提供できる事業所があるにも関わらず、 ズに応えられないケースも生じている

地域の特첱に応じたサーガスの確保

- <売
- 75~84歳、85歳以上の人口は、2025年にかけて全ての都道府県において増加する見込みであり、 また、高齢化率は、規模の小さい自治体の方が大 愛知、大阪圏において増加が大きい。 きい自治体に比べて高い。 特に東京、 \subseteq
- ピークを過ぎ減少に転じる保険者もある一方、 都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者が多い。最も利用者数が多くなる年の利用者数の2018 都市部を中心に、 年の利用者数との比(増加率)をみると、ほとんど増加しない保険者がある一方、 2040年までの介護サービス利用者数を推計すると、 w° 2倍超となる保険者も存在す
- 地域の特性に応じながら、 中山間地域等も含めた各地域で、 ビスが確保されるようにしていくことが必要である。 都市部、 \subseteq
- 介護従 介護報酬は、サービス提供に要する平均的な費用を勘案して設定することとされており、 者の賃金の地域差を介護報酬に反映するため、地域区分を設定している。
- 中山間地域等に事業所が所在する場合 訪問や送迎等に多くの時間を要 訪問リハビリテーション 、平成30年度介護報酬改定においては、 また、加算において、訪問系や通所系サービスについて、中山や中山間地域等に居住している利用者にサービス提供する場合、 'n 対象にするなどの充実を行ったと ことから、評価を行っており
- 人員や運営基準等においては、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の一部のサービスについて、人員や設備基準を緩和したサテライト型施設・事業所の設置を認め、都市部や中山間地域等も 看護小規模多機能型 平成30年度介護報酬改定においては、 効率的な運営を可能としており、 7) 宅介護を対象にした 多め、
- 中山間地域等においては、市町村が必要と認める場合、人員や設備基準等を緩和した居宅 とが可能とかれている。 IJ サービスに相当するサービスを保険給付の対象とする また \subseteq

地域の特性に応じたサーガスの確保

こうした中で、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告では、「都市部や中山間地域等のいかんにかかわらず、本人の希望する場所で、その状態に応じたサービスを受けることができるようにする観点から、どのような対応を図ることが適当なのか、引き続き検討していくべきである。」と の指摘がされている \subseteq

登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずる」ことや、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする」こと、訪問看護につい着護ステーションごとに置くべき看護師等の員数を「従うべき基準」から「参酌すべきる」こと等について提案がある。 定の条件を満た 「過疎地域等において 小規模多機能型居宅介護について、 地方からは とする」こ 「訪問看護 登錄定員、 す場合に、 また、

< 心無 >

22

各地域で質の確保され どのような対応が考え 都市部や中山間地域等のいかんにかかわらず、101く観点から、地方からの提案も踏まえつつ、 た必要なサービスを確保していく観点から、 地域の特性に応じながら、 れるか。 2 \subseteq

 ∞

介護給付費分科会における議論 社会保障審議会

第187回 (R2.10.9)

資料5(抜粋)

これまでの分科会における主なご意見(小規模多機能型居宅介護)

要件、人員・設備基準、研修等> 様な形態でショートステイが確保できる体制の確保が必要であり、小多機の緊急時短期利用も含めて柔軟な対応

検討すべき。

同一敷地内の他事業との兼 サテライトの人員基準の緩和のほか、通いの人数に対して3対1を求める配置要件や、同一敷地内の他事業との事務要件の緩和等の見直しを検討してはどうか。ローカルルールへの対応を含め現場の実態に合わせた見直しを行い、少人数でも運営のできる体制を構築すべき。 サ人数でも運営のできる体制を構築すべき。 サービス提供を行いやすくするためには、地域の実情に応じた基準の緩和も必要である。

生活機能向上連携加算について、算定率が低い理由を把握した上で、理念は良いものの算定されていない加算に関しては、整理していく方向で検討すべき。
 りては、整理していく方向で検討すべき。
 算定率が低調な加算については、事業者側の意向等を調査し、経営が成り立つような仕組みを考えるべき。これにより、小多機の維持拡大を進めるべき。
 利用者が退院した場合の受け皿となっていることから、小多機の介護支援専門員にも、居宅介護支援事業所の入院時情報提供加算と同趣旨の加算と仕組みをつくることで、小多機としての役割をより果たせるのではないか。
 子どもや地域住民との交流等の取組を行うことで、利用者が役割を得て要介護状態の改善につながった例もあり、こうとも地域では民との交流等の取組を行うことで、利用者が役割を得て要介護状態の改善につながった例もあり、こうした地域づくりの視点でサービスを提供し利用者の状態改善につなげた事業所を報酬で評価してはどうか。
 利用者の自立支援、重度化防止の観点も踏まえて、既存職員や他事業所職員との兼務による口腔ケアや栄養ケアの充実に対して、充実した評価ができないが検討いただきたい。

< 中山間地域等における対応 >

т́ 定期間行わない措置」 登録定員を超過した場合の報酬減算を 「過疎地域において一定の条件を満たす場合に、 積極的に検討すべき。

「過疎地域において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定期間行わない措置」を行っても、介護サービスが不足しているという問題の根本的な解決にはつながらないのではないか。この措置を講ずるのであれば、適正なサービス提供の確保を前提とし、超過人数や期間は最小限にとどめ実施するべきではないか。中山間地域等では採算性の問題による参入不足もあるので、中山間地域等でも、事業者が参入できるようにすべき。その際、利用者負担が増加しないよう国が支援すべき。

これまでの分科会における主なご意見(小規模多機能型居宅介護)

< 地方分権提案 >

地域格差はこれからますます広がっていくので、この地域差を最初から前提として対応策を考えていく必要がある。 登録や利用の定員を地域の実情に応じ柔軟に設定できるようにすることで、経営状況が改善する場合もあるのでは

小規模多機能型居宅介護は過去に定員を増やす見直しを一度しており、サービスの質の担保あるいは他のサービスとの整合性、地域における代替サービスの有無も踏まえて慎重に考えていくべきであり、安易に行わないほうがよい。 地域密着型サービスの適切な提供やサービスの質の確保という点で心配するところがかなりあり、十分に慎重に検

ジャに

特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 第181回介護給付費分科会における事業者団体ヒアリングにおいては、 から、以下について要望があった。

区分支給限度基準額の設定 要介護1、2の基本報酬の見直し 報酬構造の見直し(在宅の包括報酬型サービス

訪問体制強化加算のさらなる強化

25

総合マネジメント体制強化加算の強化(地域での利用者の生活を支える応援団づくり) 居宅介護支援業務(入院時情報連携加算/退院・退所加算等) PDCAサイクルに基づく、柔軟な即時的対応による状態の悪化防止 離島・中山間地域等に対する加算の見直し

地域の特性に応じたサービスの確保(地方分権提案 點小

亚儒

- 炽 登録者数が運営規程に定めている登録定員を超える場合、 利用者全員の報酬が30%減算されることになっている。 定員超過が解消される月まで、 小規模多機能型居宅介護については、 月から、 \subseteq
- 1)<u>令和元年</u>の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)において、
- 録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずることについて検討 智 令和3年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 「指定小規模多機能型居宅介護については、過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、 こととされているが、どう考えるか。
- 定員の上限は、小規模多機能型居宅介護の創設前から実践されてきた先行的な取組を参考に、利用者が認知症の場合でも混乱を来すことなく、家庭的な環境や職員とのなじみの関係がつくられるため 以下のようになっている の条件として、利用者の立場に立って設定されているものであり、 \subseteq

L			Ш
サテライト型事業所(最大2箇所)	18人まで	登録定員の1/2~12人まで	通い定員の1/3~6人まで
本体事業所	29人まで	登録定員の1/2~18人まで()]	通い定員の1/3~9人まで
	登録定員	通いの定員	泊まりの定員

登録定員	通いの定員
26又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

本体事業所の登録定員が26人以上の事業所について、 居間及が食堂を合計した面積が「利用者の処遇に支障 がないと認められる充分な広さが確保されている」場 合には、通いの定員を18人以下とすることができる。

- (2)<u>令和2年</u>の地方分権改革に関する提案募集において、
- 利用定員を「従うべき基準」から「参 登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられてい るが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、 小規模多機能型居宅介護については、 酌すべき基準」とする。
 - ことが提案されたが、どう考えるか。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定

5 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

- (30)介護保険法(平9法123)
-) 指定小規模多機能型居宅介護については、過疎地域等において一定の 定の期間 条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一
- に限り行わない措置を講ずることについて検討し、令和3年度の報酬改
- w ° その結果に基づいて必要な措置を講ず 定に向けて結論を得る。

令和元年の地方分権改革に関する提案募集(抜粋)

指定小規模多機能型居宅介護における登録定員超過時の介護報酬減算の基準緩和

〈具体的な支障事例〉

村社 「要支援 = 総合事業通所型サービ スA」によるサービスを提供できるようになったことから、島牧村の小多機施設に登録できるのは「要介護」の方のみとすることに なったが、24時間・365日のサービス提供となり、利用者の利便性が向上することから<u>登録希望者が29人を超える可能性が危惧され</u> トステイ)」を必要とする要介護者数が30人以上となった場合、あふれた人たちを救済する術がない状況となってしまう。これらの 会福祉協議会で行っている訪問介護(ヘルパー)だけという現状であることから、もし「通所介護(デイ)」や「短期入所(ショー サービス事業所の新規参入及びサテライト型小規模多機能型居宅介護施設の活用について検討したが、現状、 ている(今後、最大35人程度が見込まれる。)。小多機施設開設後に「要介護者」が村で受けられる他の在宅介護サービスは、 新規事業者の参入は見込めない状況であることや、新たな施設整備に伴う財政負担など解消が難しい課題がある。 島牧村では平成28年度の提案募集制度により、小多機施設内で「要介護=小規模多機能デイ」、 問題の解決策として、

〈制度改正による効果〉

小規模多機能のサービスを必要とする高齢者(島牧村の場合は要介護者)が30人以上となっても介護従事者を増員することで 受け入れることができ、在宅で生活する高齢者の受け皿としての機能を引き上げることができる。 新たにサテライト施設を整備する費用負担が軽減される他、本体事業所で一時的であれ登録定員を超えての対応が可能となる ことにより、別途サテライトを設置するよりも少ない人員・経費負担増で対応が可能となると考えられる。

下線については、事務局において追加したものである。

令和2年の地方分権改革に関する提案募集(

小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直

- 1 日当たりの利用定員に上限が設 利用定員を「従うべき基準」から と1日当たりの利用定員| 登錄定員 登錄定員. 厚生労働省令により、 小規模多機能型居宅介護については、厚生労働省令により けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け w° p き基準 参酌すべ

しふあ

更に拡大していくべ

デサーズブラシ に要介護度の低い利

(具体的な支障事例)

小規模多機能型居宅介護は、介護保険制度において、在宅生活を支える中核的なサービス形態の一つであり、平成18年の創設以来、利用ニーズが拡大している。

小規模多機能型居宅介護は、介護保険制度において、在宅生活を支える中核的なサービス形態の一つであり、平成18年の創設以来、利用ニーズが拡大している。
本県としては、要介護者が増加する2040年に向け、地域包括ケアを推進するために、更に拡大していくべきサービスと認識している。
ただ、登録定員の上限(29名)があるために、事業規模が小さくならざるを得ず、特に要介護度の低い利用者を抱える事業所において厳しい経営状況にある。
また、施設の規模、職員数等によっては、通いと泊まりの1日当たりの利用定員を超えても適切にサービスを提供できる事業所があるにも関わらず、当該定員の上限が設けられているために利用者のニーズに応えるもないけケースも生じている。
〈制度改正による効果〉
登録定員の上限が参酌基準となり、地域で引上げが可能となれば、事業規模の拡大が可能となり、経営状況の改善が見込まれる。
また、通いと泊まりの1日当たりの利用定員の上限が参酌基準となり、地域で引上げが可能となれば、よりますな適用が可能となり、利用者の利便性が向上する。

怒邮状

ر ا

となり、利用者の利便性が向上する。 地域において、小規模多機能型居宅介護の普及が進むものと考えている。 軟な運用が可能 これらにより、

〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)〉 追加共同提案団体:北海道、苫小牧市、千葉県、南知多町、堺市、熊本市 小規模多機能型居宅介護は、在宅生活を支えるための有効なサービスとして当市においても整備を進め ているところであるが、必要な圏域への整備が進まない状況にある。登録定員の上限や通いと泊まりの1 日当たりの利用定員の上限について、地域の実情に応じた対応が可能となれば、圏域ごとのニーズに応じ た多様な規模での参入が可能となり、また、不足する圏域の利用者を近隣の圏域の事業所が受け入れると いった対応も可能になると考えられる。また、同様のサービスである看護小規模多機能型居宅介護につい ても、あわせて緩和をお願いしたい。

事務局において追加したものである。 下線については、